



マイナ保険証に切り替わるため

2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行(再発行)がなくなります。

2024年12月2日(月)より健康保険証の新規発行(再発行)がなくなりますので、会社の社会保険に加入している従業員からの問い合わせや会社の対応について以下の通りまとめました。

《今回の記事は、小笠原・中町が担当しました。》

種類	取得方法	使用方法	有効期限	紛失した場合
現行の健康保険証	入社時に交付されます ※2024年12月2日以降、新規発行(再発行)がなくなります	初診時、月変わりに医療機関・薬局に提示	すでに保険証をお持ちの方は、2025年12月1日まで使用可能です	2024年12月2日以降は再発行ができません
マイナ保険証(マイナンバーカード)	マイナンバーカードを保険証として利用登録します ※利用登録は個人で手続きが必要です	受診時に毎回、医療機関・薬局に設置されているカードリーダーで読み取り、顔認証または暗証番号(4桁)を入力	成人の場合(18歳以上)…発行から10年間 未成年の場合(18歳未満)…発行から5年間 ※マイナンバーカードの有効期限が過ぎたら、カードの更新とマイナ保険証の再設定が必要となります(有効期限が切れると、マイナ保険証として利用できなくなります)	マイナンバーカードの機能停止のお手続きとあわせて、警察に遺失届・盗難届をだして、お住まいの市町村にて再発行の手続きをしてください
資格確認書(黄色のプラスチックカード)	マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証として利用登録していない方に自動発行されます ※発行を希望される方は申請により発行されます	医療機関・薬局に提示	最大5年(資格確認書に記載あり)	あおば事務所にご連絡ください 再交付手続き後、事業所に届きます
資格情報のお知らせ(紙製のカード)	社会保険に加入している方に、2024年9月以降に事業所へ送付されています ※2024年12月2日以降入社の方は、都度事業所に届きますので従業員にお渡しください(マイナポータルの「わたしの情報」でも代用可能)	医療機関・薬局のカードリーダーが使用できない場合に、マイナ保険証と一緒に提示	退職等で資格喪失した場合、使用できなくなります	あおば事務所にご連絡ください 再交付手続き後、事業所に届きます

マイナンバーカードを保険証として利用登録する方法は？

マイナンバーカードを取得した上で、以下のいずれかのシステムで登録します。

- ① 医療機関・薬局(顔認証付きカードリーダー)
- ② マイナポータル(パソコン・スマートフォン)
- ③ セブン銀行ATM

現行の健康保険証の回収と返納は？

- ・2025年12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は会社へ返納(あおば事務所へ郵送して下さい)。
- ・2025年12月2日以降については自己破棄が可能となる予定です。

新たに従業員を雇い入れたときの手続きは？

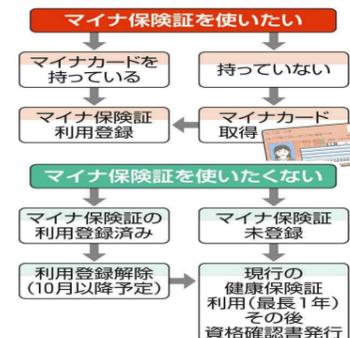
- ・資格取得の手続きはこれまで通り必要となります。
- これまで通り、新たに従業員を雇い入れた際にはご連絡ください。

マイナ保険証を利用すると、医療機関の受診はどう変わる？

- ・マイナ保険証を提示することにより、過去の処方薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有できます。
- ・初診料・再診料・調剤管理料の自己負担が少しだけ安くなります。

入院など、高額な医療費がかかった時は？

- ・マイナ保険証を利用すると、「限度額情報の表示」に患者が同意すれば、高額療養費制度の限度額を超える医療費は自動的に免除されます。
- ※マイナ保険証を利用しない場合などはこれまで通り「限度額適用認定証」の手続きが必要となりますので、ご連絡ください。



顧問先紹介

デジタル名刺で新たなビジネスチャンス

従来の紙の名刺は情報量に限界があり、整理や保管が煩雑になりがちです。デジタル名刺はスマホに必要な情報を表示しながらスムーズに会話をすることができ、SNSやホームページへの誘導も簡単になるため効率的に顧客との関係を築くことができます。詳細は下記QRコードから確認いただけますので、是非一度ご覧いただき、弊社までご連絡ください。

デジタル名刺

カードをかざすだけ
相手のスマホに表示して登録される



カメラ不要! アプリ不要!

株式会社
オフィスプリント

080-6356-3103
sato@of-pri.com



お知らせ

＜社会保険料＞

順次お送りしている「社会保険料一覧表」とおり、10月払いの給与から引く社会保険料を変更してください

(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを設定している場合は除きます)。

＜被扶養者状況リストについて＞

10月以降、順次協会けんぽより会社宛に送付されます。今年度より課税収入額を確認のうえ、収入要件である130万円(60歳以上は180万円)を超過している場合は、被扶養者状況リストに表記しています。

被扶養者資格再確認の提出にあたっては、以下のURLをご確認ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat590/info230816/>

不明点がありましたら、お気軽にあおば事務所までお問合せください。